

感謝料請求ができるかもしれません、
気にせずに過ごすことも一案です

あり、それはそれで保護されるべきものだからです。

つまり、近隣の関係はお互いに受忍義務があるのですね。よくある訴えは騒音です。空港騒音訴訟などが典型ですが、でなくとも子供が騒いでうるさいとか、布団をどんどん叩くとか、ピアノなど楽器がうるさいというものです。

これも時間や騒音レベルについて一定限度までは互いに受忍しなければならず、それを超えた時に初めて、平穏な生活を送る利益である人格権が侵害され

たとして、差し止め請求が出来
また慰謝料請求が出来るのです。
差し止め請求のほうがレベルが
高いものを要求され、ことに撤
去や建設・使用の差し止めとな
れば暴力団事務所の使用差し止
めを認めた事案があるくらいで、
ほとんど認められていません。

本件も、法律的に要求できる
ことは限られています。

フェンスの高さを上げてもら
うことと、慰謝料をいくばくか
もらうこと。具体的にどんな風
にお宅から葬儀場が見えるのか
現場を見させていただかないと

何とも言えませんが、その見方によつては、これを裁判所は認めるかもしれないし、受忍義務の範囲と考えれば認めないかもしれません。慰謝料は驚くほど低い額で、10万円とか20万円とか。

訴訟を抱えるとそれだけでも大きなストレスになり、弁護士に費用を払つてまでやるべきかどうか。お気の毒ですが、いた仕方がないことと諦め、腹を立てずに暮らすことも一案かと思います。

A bright, airy room featuring a large window with white lace curtains. In the foreground, a potted plant sits on a surface, and various decorative objects like a small vase, a can, and a bowl are arranged nearby. The background shows a hallway with a door and some furniture.

スを設置すること、入口の位置を住民から見えにくいところに変更すること、防音・防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置です。相手がこれらにことごとく応じたので、私以外の住民は営業に反対しない旨の和解をしました。そして葬儀場はすでに建設され、営業されていきます。一月に20回ほど告別式は行われているようです。

私は毎日憂鬱でたまりません。会社に行っている時であればと

もかく、今はすつと家にいるのです。いくらフェンスがあつても葬儀場の様子は私方2階からは見えるので、常に外が見えないようカーテンを閉め切っています。

賃貸ならすぐにでも引っ越すし、お金の余裕でもあれば売つて移りたいくらいですが、こんな場所では買う人もいないでしょう。私はどうすればよいでしょうか。

近隣の相談です。
私は60歳。15年前、郊外の分譲地に一軒家を建て、今は妻と2人で暮らしています。静かな所で、御近所の皆さんともそれなりに付き合いが出来、いい生活環境だと思っていました。

スを設置すること、入口の位置を住民から見えにくいところに変更すること、防音・防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置です。相手がこれらにごとごと応じたので、私以外の住民は営業に反対しない旨の和解をしました。そして葬儀場はすでに建設され、営業されています。一月に20回ほど告別式は行われているようです。

私は毎日憂鬱でたまりません。会社に行っている時であればと

もかく、今はすつと家にいるのです。いくらフェンスがあつても葬儀場の様子は私方2階からは見えるので、常に外が見えないようカーテンを閉め切っています。

賃貸ならすぐにでも引っ越すし、お金の余裕でもあれば売つて移りたいくらいですが、こんな場所では買う人もいないでしょう。私はどうすればよいでしょうか。

に答えます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授